

商品量目制度概念図

法第10条(正確計量義務)

物象の状態の量について、法定計量単位により取引・証明をしようとするときは、正確に計量するよう努めること(全ての量に係る努力規定)

不適合の場合：勧告・公表することができる
法第10条 1項
2項

[商品の販売に係る計量：法第11条～15条]

法第11条(長さ等の明示)

計量販売に適する商品は、その長さ等を法定計量単位により明示して、その商品を販売するよう努めること(努力規定)

不適合の場合：勧告・公表・措置
法第15条 1項 命令をすることが
2項、3項 できる

法第12条(特定商品の計量)

政令指定商品(特定商品)を法定計量単位を示して計量販売するときは、政令で定める誤差(量目公差)を超えないよう計量すること

[特定商品の販売に係る計量に関する政令]

第1条(特定商品) 別表第1の第1欄で一精米及び精麦～二十九皮革まで29分類の商品を指定している

◆指定基準 ①全国的な流通商品②消費生活関連物資③販売者・消費者相互に計量販売意識の高い商品④現実に計量販売が普及・浸透している商品

第2条(特定物象量) 同表の第2欄で分類ごとに質量、体積、面積を定めている

第3条(量目公差) 同表の第3欄に掲げる別表第二の表(一)(二)(三)で定めている

法第12条第2項

政令で定める特定商品(灯油)を容器に入れて計量販売するときは、省令の定めによりその量を表記すること(強制表記)

法第13条(内容量(特定物象量)表記義務商品)

特定商品のうち、政令で定めるものを密封した場合は、量目公差を超えないよう計量し、その内容量、住所、氏名を表記すること 14条1項も同様

◆密封商品 缶詰、瓶詰等「商品を容器に入れ、又は包装して、当該物象量を増加し、又は減少することができない」とした商品

◆いわゆるラップ包装商品 その包装状態に再現性がある場合、密封とは解されないため、面前計量商品(12条商品)の規制となる。ただし、内容量表記等が有るシールによって封印状態となっているものは密封とみなされる

法第13条第2項(指定以外の商品の表記義務)

法第13条第1項の指定商品以外の商品であっても、計量し、かつ、その内容量を表記した場合にあっては、住所、氏名を表記することとなり、法第13条第1項の規定が適用される 14条2項も同様